

2016年度 「大学コンソーシアム京都 指定調査課題」 事業
研究者（研究グループ）募集要項

公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下、財団という）は、中期計画「第4ステージプラン（2014～2018年度）」において、事業の改善・見直しや新規開発・高度化等に資することを目的に、指定調査課題を設定し、専門分野の研究者による調査研究を行っています。

今回、下記のとおり、2016年度指定調査課題に取り組む研究者（研究グループ）を募集します。

記

1 指定調査課題

**「大学の障害学生支援に対する大学連携組織である大学コンソーシアム京都の
果たすべき役割についての調査研究」**

【テーマに関する背景】

2016年4月から障害者差別解消法の合理的配慮規定が施行予定であり、障害者への差別的取扱いの禁止、また、「合理的配慮の不提供禁止」が国立大学では義務化され、私立大学でも努力義務となることから、大学では障害学生への支援拡充が喫緊の課題となっており、障害学生支援室等の設置や就職支援体制の充実が進められている。

しかし、学生の有する障害は個々に異なること、またそれに伴うニーズは多様であること、入学時・在学中（修学・学生生活）・就職活動中など時期にあった支援が必要であること、学内部署を横断しての支援が必要であることなど課題は多い。

現在、各大学ではそれぞれに提供すべき合理的配慮について知見や事例を蓄積しつつあるが、多種多様な障害、幅広いニーズに対応するには個別の大学の努力だけでは限界があり、各校関係部署との連携や、情報共有の仕組みが必要と考えられる。

そこで今回、財団加盟校での取り組みや諸外国、諸地域での先進事例の実態調査を実施し、課題の抽出、ニーズの把握等を行い、障害学生支援における財団の果たすべき役割・方向性について検討するための手掛かりとする。

【求める研究の概要】

①財団加盟校の障害学生支援の実態調査。

- ・ 取組事例
- ・ 実施体制
- ・ 諸課題等

②諸外国・諸地域の先進的な大学や大学間連携組織での事例等の収集。

③上記を踏まえ、大学間連携組織である財団が障害学生支援において実施すべき具体的取組みの提起。

【研究成果の活用イメージ】

①障害学生支援を行う大学部署、外部支援団体、企業・行政などをつなぐ連携組織の構築。

②財団の加盟会員（学校・行政・経済団体）に対するセミナー・研修プログラムの開発。

③学生が関わる財団事業での障害学生対応への活用。

2 応募資格

次の要件を満たしているものとします。

- ・ 個人又はグループによる調査・研究とします。
- ・ 研究者（グループの場合は、研究代表者）が財団に加盟する大学・短期大学に所属する専任教員であることとします。
- ・ 研究者あるいはグループのメンバーは指定調査課題の内容について、高い専門性を有することとします。
- ・ 採択後、研究者（グループの場合は、研究代表者）の所属大学・短期大学と財団間で受託研究契約を締結のうえ、調査研究費の管理は所属大学の担当部署が行うこととします。申請にあたっては、あらかじめ所属大学の担当部署との調整をお願いします。

3 調査研究期間

調査研究期間は、原則として受託研究契約書を交わした日から 2017 年 3 月 31 日までとします。

4 受託研究契約について

正式採択後、指定調査課題を担当する研究者（グループの場合、研究代表者）の所属する大学と財団間で受託研究契約を締結し、調査研究費の管理は、大学担当部署に行っていただきます。

5 調査研究費の概要

（1）調査研究費の金額

1 件あたりの調査研究費は、150 万円を上限とします（委託経理費用を含む）。ただし、選考の結果、申請額から減額する場合があります。

（2）調査研究費の用途

充当可能な経費区分及び用途例は次のとおりです。

【経費区分：（ ）は用途例】

- ・ 旅費交通費（出張に伴う交通費、宿泊費など）
- ・ 通信運搬費（電話代、郵送料、宅配便など）
- ・ 諸謝金（専門知識の提供に対する謝金など）
- ・ 会議費（会場利用料など）
- ・ 印刷製本費（アンケート用紙の印刷、チラシ作成費など）
- ・ 資料費（資料のコピー代、文献購入など）
- ・ 機材購入費（調査研究を遂行するために必要且つ汎用性の低いもの）
- ・ 消耗品費（文房具など）
- ・ 委託費（データ入力作業など）
- ・ その他（保険料など）

<ご注意ください>

以下は調査研究費の用途として認められません。

- ・ 飲食費
- ・ 研究者自身や共同研究者への謝金、手当
- ・ パソコン、カメラ等汎用性のあり、長期間使用する機器や部品などの購入。
※なお、機材購入費は、調査研究費総額の 3 分の 1 を超えることはできません。

(3) 調査研究費の支払時期

受託研究契約書を交わした日から 30 日以内に研究者（グループの場合は、研究代表者）の所属する大学が指定する銀行口座に一括で振り込みます。

(4) 調査研究終了時に生じた残金は、返納していただきます。

6 応募手続

(1) 調査研究申請書の入手方法と記載方法

財団ホームページよりダウンロードしてください。

なお、調査研究申請書（以下、申請書という）「3 調査研究計画（2）調査研究内容・手法」については、所定の申請書（4 ページ厳守）に加えて、図や写真を用いた別添資料（任意の様式。A4 サイズ 2 ページまで）を付けることができます。

(2) 応募方法

必要事項を記入した所定の申請書（Word 版）と、それを PDF 版に変換した申請書の合計 2 種類のファイルを、電子メールに添付して送付してください（捺印不要）。3 日以内に受領確認メールを送りますので、返信がない場合は以下までご連絡ください。

なお、郵送及び持参による提出は不可とします。

<申請書提出先>

公益財団法人 大学コンソーシアム京都 財団指定調査課題担当 藤井

電子メールアドレス：shitei_kadai-ml@consortium.or.jp

(3) 応募期間（メールのみ）

2015 年 12 月 16 日（水）～2016 年 1 月 29 日（金）【必着】

7 選考方法

財団の選考委員会にて書類選考（一次審査）を行い、書類選考の通過者に対し、2016 年 2 月 16 日にプレゼンテーション審査（二次審査、於：キャンパスプラザ京都）を行います（18 時 30 分開始予定）。

なお、プレゼンテーションは、原則、研究者（グループの場合は、研究代表者）に行っていただきます（万が一、研究者又は代表者が出席できない場合は、ご相談ください）。

8 選考の基準

以下の 5 つの評価要素を基に選考します。

- (1) 指定調査課題の募集内容との合致性
- (2) 計画の精緻度
- (3) 調査研究の独創性
- (4) 調査研究遂行能力及び研究環境の適切性
- (5) 財団への貢献度

9 選考結果の通知

(1) 書類審査

2016年2月上旬にメールにて通知します。

(2) プレゼンテーション審査

2016年3月中旬を目途に、郵送にて通知します。

10 成果の取扱い

研究の成果は、研究者等に帰属します。ただし、研究事業の結果又はその過程の全部もしくは一部について、発表を行う場合は、財団指定調査課題による調査研究費による成果である旨を明らかにしてください。

また、研究者はその成果を財団発行の調査研究成果報告書等財団が成果を取りまとめる出版物等で公表すること、財団とその加盟校が事業に使用することを無償で許諾するものとします。

11 その他

- ・本事業は2016年度予算による事業につき、財団理事会において本事業に係る予算が成立後、正式採択となります。
- ・1人の研究者（代表者、共同研究者とも）が申請できる研究テーマは1件のみとします。
- ・一度提出された申請書の差し替えはできません。また提出された申請書は返却いたしません。審査後は責任をもって廃棄いたします。
- ・申請内容に虚偽の記載がある場合は採択を取り消すことがあります。
- ・調査研究が中止あるいは活動不能の時は、調査研究費の一部または全額の返却を求めることがあります。
- ・「中間報告会」（2016年10月～11月を予定）、「成果報告会」（2017年3月を予定）での発表や交流会に参加していただきます。
- ・調査研究期間終了後は、財団が指定する期間内に所定の書式により調査研究成果報告書と会計報告書を提出していただきます。

12 主なスケジュール（予定）

2015年12月16日（水） ～2016年1月29日（金）	研究者の募集
2月初旬	書類審査
2月上旬	書類審査結果連絡
2月16日	プレゼンテーション審査（於：キャンパスプラザ京都）
3月中旬	採択連絡（予算承認までは仮決定）
4月以降	調査研究開始（受託研究契約締結後）
10月または11月	中間報告会
2017年3月中旬	成果報告会・交流会
2017年3月末	調査研究成果報告書提出

- 1 3 お問い合わせ先（9時～17時。ただし、日曜日・月曜日を除く）
公益財団法人 大学コンソーシアム京都 財団指定調査課題担当
TEL：075-353-9130、FAX：075-353-9101
担当：藤井
shitei_kadai-ml@consortium.or.jp

以上